

V

附属資料

総合計画(基本構想2030・第11次基本計画)策定に向けた取組み

市民意見の聴取

- 市民アンケート調査(市民意識調査)<18歳以上の市民2,400人、高校生300人>
- 公共施設での意見募集<市内8か所>、Webでの意見募集
- 市民ワークショップ
 - ・市内在住の大学3~4年生 [大学生から見た松本の魅力を語る]
 - ・松本市近郊に就職した20~30代 [働く人から見た松本の魅力を語る]
 - ・市内在住の方 [松本の未来をみんなで考える]

まちづくりの方向性
市の魅力や強み
重視すべき取組み
等について意見聴取

基礎調査結果等報告書 をとりまとめ

- ・第10次基本計画の検証・評価
- ・各種統計データの分析
- ・新たな課題の検証

基本構想2030市民会議

- ・市民主体の計画策定を具現化するために設置
- ・各分野の専門的知見を有する21名の市民で構成
- ・50年、100年先を見据え、現状の課題や市の強みや弱み、今後のまちづくりの在り方等を議論

基本構想2030の原案(コンセプト)を
とりまとめ

- ・市民会議への参加
- ・市民会議の議論を踏まえた基本施策の検討

基本構想2030(案)

・基本構想2030市民フォーラム

- ・基本構想2030(案)のとりまとめ

- ・市議会への協議
- ・パブリックコメントの実施

基本構想2030を議決

基本構想2030市民会議

- ・基本施策(案)に係る意見を聴取

- ・基本施策(案)のとりまとめ
- ・人口ビジョンの検討
- ・第11次基本計画(案)のとりまとめ

第11次基本計画(案)

- ・市議会への協議
- ・パブリックコメントの実施

第11次基本計画を策定

総合計画策定
庁内委員会

○松本市基本構想2030市民会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の新しいまちづくりの指針となる松本市総合計画を策定するため、松本市基本構想2030市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、松本市総合計画の策定に当たり、市長の求めに応じ、必要な事項について意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、概ね20人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 町会関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から松本市総合計画が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 市民会議に座長1人及び座長代理1人を置く。

2 座長及び座長代理は、委員の中から市長が指名する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 市民会議に、専門の事項について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、政策部総合戦略課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。



松本市基本構想2030市民会議 委員名簿

座 長 山本 達也
座長代理 益山 代利子

部会	主な政策 検討分野	委 員			部会長
		専門分野	氏名	所属等	
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり ・交通 ・防災、減災 ・移住、定住 ・市役所、住民自治 	公共政策	山本 達也	清泉女子大学 文学部 地球市民学科 教授	○
		交通インフラ	三輪 裕彦	アルピコホールディングス (株) 取締役 経営企画部 部長	
		イベント企画	山村 和永	(株) 薬師平リゾート 代表取締役	
		防災・減災	上原 道家	松本市防災連合会 会長	
		自治・町会	内山 博行	松本市町会連合会 会長	
		環境・森林	原 薫	一般社団法人 ソマミチ 代表理事	
		移住・空き家	菊地 徹	(株) 栞日 代表取締役社長	
経済振興	<ul style="list-style-type: none"> ・産業 ・観光 ・エネルギー ・文化、スポーツ ・共創、協働 	地域戦略	林 靖人	信州大学 学術研究院 総合人間科学系 教授 (産学官連携推進機構 [SUIRLO] 本部長)	○
		マーケティング	益山 代利子	松本大学 総合経営学部 観光ホスピタリティ学科 教授	
		エネルギー	清水 是昭	松本ガス (株) 代表取締役社長	
		観光・宿泊	齊藤 忠政	(株) 明神館 代表取締役	
		経営・協働	渡邊 匡太	(株) スマト 代表取締役	
		芸術・文化	伊藤 博敏	NPO法人クラフト推進協会 代表理事 (一財) 松本市芸術文化振興財団 評議員	
		山岳リゾート	宮下 祐介	若者コミュニティ【Bridge~ AIM~】 主宰	
教育厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て、教育 ・健康、医療、福祉 ・多文化共生 	教育行政	荒井 英治郎	信州大学 教職支援センター 准教授 (学術研究院 総合人間科学系 地域連携部門長)	○
		子育て・幼児教育	海野 暁光	長野県保育連盟 会長 (認定こども園深志 園長)	
		高齢者・障がい者	三村 仁志	長野県社会福祉士会 前会長 (中信社会福祉協会 障害者支援施設ささらの里 施設長)	
		公民館活動	窪田 隆彦	松本市町内公民館長会 会長	
		人材育成	赤沼 留美子	(株) スマイル・ラボ 代表取締役	
		多文化共生	佐藤 佳子	NPO法人中信多文化共生ネットワーク日本語 教育アドバイザー (松本市多文化共生プラザ 日本語教育相談員)	
		学生・若者	内田 佑香	信州大学 地域参画プロジェクトCHANGE 代表	

(所属・役職等は令和3年1月14日時点)

総合計画（基本構想2030、第11次基本計画）策定経過

日程	会議等	内容等
R元. 9. 24	庁議（第1回庁内委員会）	策定方針等の協議
10. 23	総務委員協議会	策定方針、策定スケジュール等を報告
11. 18～	市民意識調査	アンケート調査 公共施設における意見聴取、Webでの意見聴取
12. 15～	市民ワークショップ	計4回
2. 3. 6	第2回庁内委員会	基礎調査結果速報
5. 11	庁議	取組状況（基礎調査の結果）を報告
25	総務委員協議会	取組状況（基礎調査の結果）を報告
7. 9	第1回市民会議	委員委嘱、全体説明
8. 3～	第2回市民会議	現状の課題、政策の方向性について協議（部会毎）
9. 23	第3回庁内委員会	市民会議における意見
27～	第3回市民会議	政策の方向性、具体的施策等について協議（部会毎）
10. 22	第4回市民会議	基本構想（骨子案）協議
29	第4回庁内委員会	基本構想の検討状況、政策の方向性
11. 6	庁議	取組状況、市民フォーラムの開催
18	総務委員協議会	基本構想の体系イメージ等を報告
23	市民フォーラム	基本構想（市民会議原案）の発表
26	第5回庁内委員会	基本構想（素案）、第11次基本計画の計画体系（案）
12. 4	庁議	基本構想（素案）を協議
17	議員協議会	基本構想（素案）を協議
18	基本構想（素案）に対するパブリックコメント	3. 1. 19まで
22	第6回庁内委員会	第11次基本計画の計画体系等
3. 1. 14	第5回市民会議	基本構想（素案）に対する意見聴取
28	第7回庁内委員会	パブリックコメントの結果、対応方針
2. 2	庁議	パブリックコメントの結果等を協議
10	総務委員協議会	パブリックコメントの結果等を報告
15	第8回庁内委員会	基本構想案
17	庁議	基本構想案を協議
24	議会2月定例会	議案提出（基本構想の全部改正について）
3. 18	議会2月定例会	基本構想2030を議決
18	第9回庁内委員会	第11次基本計画（素案）を協議
4. 6	庁議	第11次基本計画の検討状況を報告
9	第10回庁内委員会	第11次基本計画（素案）を協議
4. 21	総務委員協議会	第11次基本計画の検討状況を報告
23	第11回庁内委員会	第11次基本計画（案）を協議
5. 31	庁議	第11次基本計画（案）を協議
6. 7	議員協議会	第11次基本計画（案）を協議
8	基本計画（案）に対するパブリックコメント	7. 7まで
28	第1回松本「シンカ」推進会議	第11次基本計画（案）に対する意見聴取
7. 15	第12回庁内委員会	パブリックコメントの結果、案の最終協議
27	庁議	第11次基本計画の策定について協議
8. 2	議員協議会	第11次基本計画の策定について協議
10	庁議	第11次基本計画の策定について協議
26	議員協議会	第11次基本計画の策定について協議



松本市民憲章（昭和52年10月24日議決）

松本市は、北アルプスの山並みと城の風姿に象徴される美しいまちです。

私たちは、このふるさとに誇りをもち、幸せで豊かなまちづくりをめざして、つぎの三つの願いを買きます。

- 1 松本市民は、おたがいの連帯感をつよめ、自由と自治を尊重しましょう。
- 1 松本市民は、人間性をつちかう教育を重んじ、文化をたいせつにしましょう。
- 1 松本市民は、自然を愛し、まちの緑とすんだ川を守りましょう。

都市宣言

○安全都市宣言（昭和37年3月29日宣言）

最近の我国産業経済活動は、経済の高度成長にともない、いちじるしい伸長を示しているが、これにともなって、交通災害、家庭災害、水、火災等各種災害は非常な勢いで増加しつつあり、大きな社会問題として真に憂慮すべきものがある。

特に、本市は、中部経済圏の有力な産業都市として発展期を迎えつつあるが、一方各種災害も年ごとに増加の一途をたどり、市民生活をおびやかしつつある現状で、今後益々激増するものと思われ、人命の尊重、経済的損失等市民経済の健全な発展の見地から看過できない現状である。

かかる事態に適切な対処をなし、交通、産業等各種災害の脅威から市民を守り安全を確保するため、市民における、安全組織の連けいのもとに、市民の総力を結集し、安全意識を高め、各種災害に対する安全施策を講じ、明るく住みよい都市建設を目標としてここに、松本市「安全都市」とすることを宣言する。

○公明選挙都市宣言（昭和38年3月7日宣言）

民主政治の基盤は選挙である。

従ってこの健全な発展を期するためには選挙が公明適正に行われなければならない。

しかるに、近時における選挙の在り方は、その理想に反し真に寒心に堪えないものがある。

このときにあたり、市民の代表である本市議会は、ここに決意を新たにするとともに、市民すべての熱意と希望を結集して、これが実現を期するために、松本市を公明選挙都市とすることを宣言する。

○心身障害者福祉都市宣言（昭和49年6月28日宣言）

松本市は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉を増進することを目標として住みよい環境づくりを行い、ここに「心身障害者福祉都市」とすることを宣言する。

- 1 すべての公共団体及びその機関は、心身に障害のある人々が安心して明るい生活が送れるよう積極的な施策を講じ、各種制度の新設や、施設、設備等の改善に努めるものとする。
- 2 すべての市民は、心身に障害のある人々に対する理解と認識を深めるとともに、親切心をもって福祉の増進に協力するよう努めるものとする。
- 3 すべての企業は、心身に障害のある人々の生活を容易にするため、施設、設備等の改善、雇用機会の増進等に努めるものとする。
- 4 すべての心身障害者は、その有する機能を積極的に活用することにより、障害をのりこえ、自ら進んで社会経済活動に参加するよう努めるものとする。

○部落解放都市宣言（昭和51年9月28日宣言）

人はだれでも自由と平等を願い健康で豊かな生活を求めている。そうであるのに、この当然の願いが困習や偏見のためにゆがめられ、いまなお差別されている人々や差別されている地域が存在している。部落差別があるかぎり松本に正しい意味の幸福は無い。未解放地区があるかぎり松本に正しい意味の文化は無い。われわれひとりひとりの正しい認識と理解と実践によって、部落の完全解放を実現しよう。部落問題の解決こそ人間のまことの始まりであり、全市民のつとめである。

ここに、同和対策事業特別措置法の主旨を守り、差別をなくして明るい住みよい松本市を築くために「部落解放都市」の宣言をする。

○音楽とスポーツ都市宣言（昭和60年9月26日宣言）

松本市民は、教育を重んじ、文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土をもっている。

いま、健康でやすらぎとうるおいのある市民生活が強く求められているとき、私たち市民は、この伝統と風土のもとに、音楽を愛し、スポーツに親しみ、真に活力と魅力ある郷土づくりを進めるため、ここに松本市を「音楽とスポーツ都市」とすることを宣言する。

○平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

われわれは、平和を愛するすべての人々とともに、核兵器の廃絶と戦争のない明るい住みよいあすの郷土を願い、ここに「平和都市」の宣言をする。



○暴力追放都市宣言（昭和63年2月24日宣言）

松本市民は、教育と文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土にはぐくまれ、幸せで豊かなくらしとまちづくりをめざしている。

特に、暴力団の不法行為により、善良な市民生活が脅かされ、ふるさとの平和と安全がそこなわれることは断じて許されることではない。

私たち市民は、暴力団の反社会的行為をはじめとするすべての暴力の根絶をはかるため、全市民の総意により、ここに松本市を「暴力追放都市」とすることを宣言する。

○〈献血・献眼・献腎〉三献運動推進都市宣言（平成9年3月13日宣言）

健康は、私たちすべての願いである。

病気やけがで、輸血を必要としている人がたくさんいる。また、視覚障害で視力を失った人や人工透析を続けている人がいる。これらの人々の根本的治療法は、角膜移植であり、腎臓移植である。

そのため、多くの人があたたかい善意の申出を待ち続けている。こうした願いをかなえるためには、献血・献眼・献腎の運動、三献運動の輪を大きく広げることが必要である。

私たち市民は、健康と生命を守る三献運動を推進し、共に支え合うあたたかいまち、健康で明るいまちを目指し、ここに松本市を「〈献血・献眼・献腎〉三献運動推進都市」とすることを宣言する。

○健康寿命延伸都市宣言（平成25年3月14日宣言）

健やかでいきいきと暮らすことは、私たちの共通の願いです。

そのためには、自らの心と体、そして、私たちが暮らす松本のまちが健康であることが大切です。

私たち松本市民は、一人ひとりの「いのち」と「暮らし」を尊重し、「健康寿命」の延伸につながる人と社会の「健康づくり」をめざし、ここに松本市を「健康寿命延伸都市」とすることを宣言します。

市章（昭和13年1月6日制定）

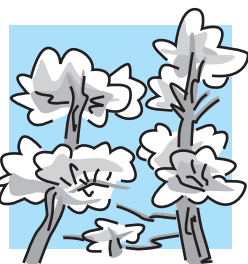


外側の円は、陽春の若松を表し、市の将来の円満な発展を象徴しています。
 円の中心は、「本」の字によって六合を表し、宇宙に本市の光輝発揚を願い、形は雪の結晶を表しています。

また、突起の部分は、北アルプスの山岳を意味し、六角は、松本半6万石の歴史の意味、あるいは、旧藩主戸田氏の六星紋所の意味も含まれています。

市の木・市の花（昭和49年9月26日議決）

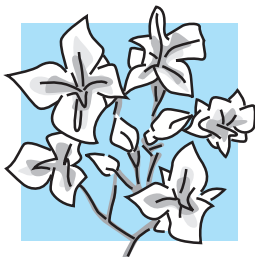
市の木：あかまつ



内陸性で雨量の少ない松本地方でよく育ち、祝賀のシンボルとして使われ、市章にも図案化されています。

山地だけではなく。平地にまであかまつ林が見られるのは、松本平の特色です。

市の木：れんげつつじ



美ヶ原高原、鉢伏山などに大群落がみられ、高原性の野生つつじの代表格です。花の形がれんげに似ていることから、その名が付けられました。

通称、おにつつじとも言われています。